

個人市県民税の主な改正内容

平成30年度から実施

セルフメディケーション税制
(医療費控除の特例)の創設

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、年間1万2千円を超える一定のスイッチOTC医薬品(要指導医薬品および一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品)を購入した場合、購入費合計額から1万2千円を差し引いた額(最大8万8千円)を所得控除できる特例が創設されました。

※特定健康診査(いわゆるメタボ健診)、予防接種、定期健康診断(事業主健診)、健康診査、がん検診のいずれかを受けたことが要件

※平成30～34年度の市県民税・県民税に適用

※この特例の適用を受ける場合は、現行の医療費控除の適用を受けられません。

※詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください

市税務課に問い合わせてください。

医療費控除に係る添付書類の見直し

医療費または医薬品購入費の領収書の添付または提示に代えて「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」を申告書に添付することになりました。

※法定納期限から5年間、市長が医療費または医薬品購入費の領収書の提示または提出を求めたときは、これらの提示または提出が必要

※平成29～31年分の所得の申告は、現行の領収書の添付または提示による控除の適用も可

給与所得控除の見直し

給与収入が1千万円を超える場合の給与所得控除の上限額が、220万円に引き上げられます。

平成31年度から実施

配偶者控除・配偶者特別控除の見直し(平成30年分から)

就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築するため、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が引き上げられます。

また、合計所得金額900万円(給与収入1120万円)超の納税義務者に係る配偶者控除および配偶者特別控除は、担保力の調整の必要性の観点から、控除額が通減・消失する仕組みが設けられます。

株式等の配当所得等や譲渡所得等の申告・課税方法

特定上場株式等の配当所得や上場株式等の譲渡(源泉徴収がある特定口座)に係る所得は、所得税と異なる課税方式で市県民税を課税できるところが明確化されました。

特定上場株式等の配当所得等を含めた所得税の確定申告

《配偶者控除》

納税義務者の合計所得金額	市県民税の控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	33万円	38万円
900万円超 950万円以下	22万円	26万円
950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円
1,000万円超	控除適用なし	控除適用なし

《配偶者特別控除》

配偶者の合計所得金額	市県民税の控除額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
38万円超90万円以下	33万円	22万円	11万円	控除適用なし
90万円超95万円以下	31万円	21万円		
95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円	
100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円	
105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円	
110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円	
115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円	
120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円	

書が提出されている場合でも、その後市県民税の申告で記載された事項を基に課税できるものです。

適用を希望する場合は、納税通知書が送達される日まで

に、所得税と異なる課税方式を選択する旨を記載した市県民税申告書を提出してください。

《問合せ》税務課
21-9045

所得税・市県民税の申告準備はお早めに

平成29年分(平成29年1月1日～12月31日)の所得税の確定申告・市県民税の申告期間は、2月16日(金)～3月15日(木)です。

この期間、市では本庁・各振興局に申告相談会場を設置しますが、相応な混雑が予想されます。次のことに注意していただき、早めの準備をお願いします。

- ▼次の書類は、事前に作成してからお越しください。
 - ▽事業所得(営業、農業)・不動産所得の収支内訳書
 - ▽医療費控除等(医療機関等の領収書等)の受診者・医療機関等ごとの集計表
- ▼次の書類は、平成29年分であることを確認の上、全てを持参してください。
 - ▽給与所得、公的年金等の源泉徴収票
 - ▽各種控除に必要な証明書類
- ▼次の方は、直接豊岡税務署に申告をお願いします。
 - ①土地、建物、または株式等の譲渡所得のある方
 - ②青色申告の方
 - ③繰越損失のある方
 - ④雑損控除のある方

- ⑤住宅借入金等特別控除のある方で初年度の方
 - ⑥消費税、贈与税の申告
- ※①～④に該当する方で、確定申告書の提出が不要な場合は除きます。

各会場とも、相談の受付時間を設定しますが、受付人数を制限します。

また、所得税の確定申告は自宅のパソコンでe-Taxによる行うこともできます。

申告相談の日程や会場などは、広報とよおか2月号でお知らせします。

《問合せ》
豊岡税務署個人課税第1部
門 ☎ 22-2144 (所得税確定申告)
市税務課 ☎ 21-9045 (市県民税申告)

玄武岩の玄さんが堅いテーマも柔らかく解説

豊岡のこころに注目じゃ！ 33

但馬空港に最新鋭機がやってくる!?

玄さん、コウノトリ但馬空港に新しい飛行機が来るってお父さんが大はしゃぎなんだけど、ホント？

ほんまじゃ。今、但馬と大阪(伊丹)の空を結ぶことになるSAB機が引退することになってのお。平成30年度に最新鋭のATR42-600型機(ATR機)が就航することになったんじゃ。

ATR機はSAB機と比べて何が違うの？

まずは座席数じゃが、SAB機の36席に対し、ATR機は48席じゃ。今までの1.3倍のお客さんを運ぶことができるぞ。しかも、その座席は革張りシートになって、座り心地もアップじゃ。さらに、足元も広くなり、快適に過ごせるぞ。

お客さんが、より快適に空の旅を楽しめるってことね。

それだけではないぞ。室内がLED照明になったしけえ、明るいんじゃ。さらに、燃費・静粛性(静かさ)に優れたエンジンが使われとる。ジェット機並みの客室空間じやと評判だぞ。

楽しみ！ コウノトリ但馬空港からはどこに出掛けることができるの？

大阪(伊丹)国際空港じゃ。片道約40分、朝夕2往復4便で結んどって、とても便利。

でも、飛行機代って、高そう。

豊岡市では市民や出身者に対する人に対して、但馬II大阪(伊丹)間の航空運賃の助成をしよう。活用してくんねえ。



▲ATR 42-600型機



▲より快適となる室内

